

令和5年5月18日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について
(高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直し)

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、今般の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、高齢者施設等における施設内療養の補助期間等の一部見直しが行われ、本件について詳細をお示ししている実施要綱「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部が改正された旨の連絡です。

主な変更点につきましては、【別添 2-2】の助成の内容及び要件について、施設内療養に必要な措置（コホーティング等）の明確化や、各施設内療養者の補助期間について、有症状患者は、発症日から起算して10日間を原則とし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえ療養を行わない場合にはそれまでの期間（発症日から10日間経過し、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、発症日から起算して最大15日間）とされ、無症状患者（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日間を原則とし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日を経過し、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえ療養を行わない場合にはそれまでの期間とする内容が示されております。

また、5類感染症への移行により濃厚接触者や休業要請等がなくなるなどの修正が行われております。併せて、厚生労働省において、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集の改訂版がとりまとめられましたので、お送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

○「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

(令5.5.8 老発0508 第5号 厚生労働省老健局長通知)

○令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に係るQ&A集(改訂版)の送付について

(令5.5.8 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737